

第2次北海道男女平等参画基本計画 平成23年度重点事項選定に係る事前提出選定理由

目標Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

基本方向1 男女平等参画の啓発の推進	
施策の方向	(1) 広報・啓発活動の充実
理由	<p>●性別を問わず対等な立場でさまざまな場面や機会において活躍できるような男女平等参画社会の実現に向けて、道民の意識をはじめとする現状、浮かび上がる課題等を実態調査により把握し、調査結果の提供も含めて今後取り組むべき点を整理したものを広く道民に知ってもらえるよう引き続き「広報・啓発活動の充実」を重点的に行う必要性は高いと思います。(柿田委員)</p> <p>●広報・啓発活動は男女平等参画を推進していくためには不可欠であり、継続的な取組みが重要だと思われます。ただ、情報を一方的に流すのではなく、情報到達といった観点から、紙やWEBや映像等のメディアの特性や手法を検証し、欲しい人に欲しい情報が届く・伝えたい情報を伝えたい人に届けるという事を実現して欲しいと思います。男女平等参画情報BOXについても、HPでの設置場所や見せ方、内容にもう少し工夫が必要だと思われます。(佐藤副会長)</p> <p>●本基本計画の各種施策に共通する最も重要な事項です。一定の理解は得られているものの資料の指標項目・参考項目数値をみても未だ改善余地があると考えられます。より具体的な施策も選定の対象となろうが、目標である「意識の変革」という抽象性に対応させて、敢えて選定しました。(名取委員)</p>
基本方向2 男女平等の視点に立った教育の推進	
施策の方向	(2) 学校における男女平等教育の推進
理由	<p>●第3次の「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」への答申で、「男性、子どもにとっての男女共同参画」が重点事項の1つとして掲げられており、男性の固定的性別役割分担意識が依然として根強いことから、脱却を図る必要があり、働くばかりではなく、男性の家庭での育児や介護等への参画や、地域活動への参加を進める必要があるとの答申内容となっております。そのためにも、次代を担う子どもたち(小学生から)に、将来大人になっても、男女は平等で、それぞれが協力して暮らしていける社会になるような教育を行うことが、重要ではないかと考えます。また、若年層での「デートDV」については、メディアからいろいろな情報を入手できる環境にあることから、暴力などが当たり前だという感覚も増える状況にありますので、小学生や中学生に対しての予防啓発教育が必要ではないかと考えます。(長内委員)</p> <p>●生徒指導 学校生活において、個人、集団同士の対立からの陰湿ないじめ、嫌がらせ等により、不登校者が出ている現状を直視する必要があります。学校関係者は、児童・生徒に対して、常に見守り・目配り・気配りの教育活動により、不登校者を出さない対策の取組みが必要と思われます。(川崎委員)</p> <p>●就職難は一向に明るい兆しを見せないが、小中高のキャリア教育は年々充実してきており、関心・意欲、目的意識、責任感など職業人としての基礎的資質・能力の向上が図られてきています。その中でも、性別にとらわれない職業意識も着実に定着してきていますが、今後一層の理念浸透が望まれます。また、男女平等教育の推進は、特定の教科に頼らず、全教科を含む教育活動全体を通して行われなければならない、横断的に相互のつながりを図ることが大切である上、小中高の校種間のつながりも望まれます。そして、こうした学校教育は、児童生徒はもとより、保護者の意識の変容も期待できると考えます。(清水委員)</p> <p>●時間がかかる問題だけに、基本は学校教育にあると思ひます。(白井委員)</p>

第2次北海道男女平等参画基本計画 平成23年度重点事項選定に係る事前提出選定理由

基本方向3 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透	
施策の方向	(1) 性の尊重についての認識の浸透
理由	<p>●思春期における性行動の活発化は、益々多くの悲劇をもたらし、性に関する犯罪も増加の一途をたどっています。全体的に減少傾向にある人工妊娠中絶実施率が15歳未満では唯一増加している現状や、性感染症発生の増加及び低年齢化をみても10代の青少年の喫緊の課題です。</p> <p>また、インターネットや携帯電話等の情報メディアを利用したサイバー犯罪増加の中でも、青少年保護育成条例違反は特に急増しており、機器利用法等の物理的な対応も大切ですが、何より、この10代の人たちがやがて親になることを見据えた、長期的展望にたった教育（正しい認識の浸透）が一層必要であると考えます。（清水委員）</p>
施策の方向	(2) 女性への暴力等の根絶についての認識の浸透
理由	<p>●配偶者暴力防止法という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合をみると、その浸透率も48.1%と充分ではないが、若年層に起きている「デートDV」の被害実態も明らかとなってきています。</p> <p>高校生などの学生を対象としたDVの予防に向けたプログラムの実施が急がれると思います。（村田委員）</p> <p>●身近な家庭の中にも社会にも、まだ暴力を容認している向きがあります。それが当たり前と思って育ってきた世代で、今、DV・デートDVが起きています。急増している子どもの虐待・高齢者虐待も、力の支配という点では同様です。特にデートDVでは暴力を愛情とはき違え、暴力の認識があいまいな実態も。〔民間支援団体「アウェア」調査〕</p> <p>被害者は90%以上が女性で、誰にも相談できない人が大半。中にはDVだと思わなかった・・・という人が多く、啓発が大事です。</p> <p>正しい知識を身につけ、将来DV被害者にならない・加害者をつくらないための予防教育（人権教育・心の教育）を継続し、実効性のあるものにしていくことが必要と感じます。（渡辺委員）</p>

第2次北海道男女平等参画基本計画 平成23年度重点事項選定に係る事前提出選定理由

目標Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進

基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
施策の方向	(1) 審議会等への女性の登用の促進
理由	<p>●道の審議会等への女性委員の登用率は毎年増加していますが、全国平均、全国順位で見てもその割合はまだ低い状態です。行政施策等に関する意見が交わされる審議会等において、政策や方針決定の担い手には性別を問わず、さまざまな立場の人が発言する機会を持つことは必要だと思います。なお、審議会の分野によっては委員の性別構成比の偏りもみられるようですので、この偏りをなくすという意味でも引き続き重点的に行った方が良くと思います。 (柿田委員)</p> <p>●道の審議会等への女性登用率は緩やかに増加しつつあるものの、市町村においては分野に偏りがあり、女性委員がゼロの委員会もあります。各種委員会や審議会等の委員に限らず社会のあらゆる分野において、女性の社会的参画一特に意思決定過程への参画一は遅れています。活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない医師・研究者・公務員の職域分野については、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と一体的に推進し、取組が加速されることが望まれます。女性医師の進出により、医療現場でのDVの発見に繋がることも期待できます。〔Ⅱ2(2)にも関連〕あらゆる分野で女性の意見や意向が反映されることによって、バランスのよい男女平等参画社会の形成に必要な役割を果たすと考えます。 (渡辺委員)</p>
施策の方向	(2) 役職等への女性の登用の促進
理由	<p>●男女平等参画の理念や、社会的性別の視点についての正しい理解を持った方や必要性を感じている方が「意思決定」の場やそのポジションについているかどうかによって、視点が違ってきます。女性がそのポジションについている事が必ずしも「男女平等参画の推進になる」とはいいきれませんが、少なくとも固定観念への疑問を投げかけるきっかけになるのではないかと思います。(植田委員)</p>
基本方向2 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援	
施策の方向	(3) 育児、介護の支援体制の充実
理由	<p>●育児休業制度利用者の男女別割合をみると、H20年度男性4.0%、女性96%、H21年度男性1.9%、女性98.1%と男性の利用率が半減しています。これは不況の中で制度を利用しづらい環境にあることが考えられます。介護休業についても、同じようにH20年度に比べH21年度は男性の利用率が大きく減少しています。これは女性への負担が大きくなったことを表しています。今後も広報・職場などへ働きかけ、この制度が利用しやすいように努力が必要だと感じます。(大野委員)</p> <p>●家庭生活上、仕事と育児のバランスを保てるように、子育て支援センター・保育所の受入れ、延長・休日保育等の充実が必要だと思います。行政の施策案も現場の状況問題を知り、親の意見を聞くことも必要。働きながら・出産・育児ができるという社会が大切だと思います。(宇多委員)</p> <p>●この課題に関しては、男女平等参画基本計画が策定された、平成14年度以降毎年重点事項に取り上げられているにもかかわらず、成果がなかなかみえてこない課題だと考えています。保育所への入所待機児童が900名を超えている現状をみても、厳しい経済状況が続く中、就業意欲が高まっているが、そのためのインフラが整備されていないことが伺え、目標である待機児童ゼロへ向けた、具体的な取組みが重要だと考えられます。そのようなことから、H23年度も引き続き重点化が必要だと考えられます。(佐藤副会長)</p> <p>●女性にばかり育児や介護の負担が課せられている状況では、社会におけるジェンダーは固定化し、男女平等参画社会の実現は図られません。また、家事・育児・介護の負担によって女性が経済力をつけられず、離婚の途を選択できないことにより、夫の暴力から逃れられないというケースも少なくないと思います。(須田委員)</p> <p>●両立支援の背景にあるのは少子化と高齢化。指標項目・参考項目そして計画推進状況も比較的多岐に亘っています。具体的な目標を選定し着実な推進が期待されます。具体的施策の選定に際しては適時絞り込みが欠かせないと考えられます。(名取委員)</p>

第2次北海道男女平等参画基本計画 平成23年度重点事項選定に係る事前提出選定理由

基本方向3 就労等の場における男女平等の確保	
施策の方向	(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
理由	<p>●担当業務について、性差の区別なく公平に与えることが、人材育成につながり職場、社会の最大幸福につながると思います。(白井委員)</p> <p>●女性(特に育児中の女性)の働く場を確保しなければ、男女平等参画社会は実現しません。(須田委員)</p>
基本方向4 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進	
施策の方向	(1) 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進
理由	<p>●長年重点事項として取り上げられていますが、現場では目にみえる変化(成果)を感じるできません。一方で、農家の法人化が進んでいたり、農作業の外部委託が増えて、「農家」出身外の人材が農業で働く機会が増えてきています。人材育成の上からも、男女平等参画(共同)意識の促進が必要です。「共同申請の普及(認定農業者)」、「女性農業委員の割合を増やす」の2点は具体的な推進課題として有効です。(植田委員)</p>
基本方向5 地域社会における男女平等参画の促進	
施策の方向	(1) 地域活動の促進
理由	<p>●この3年間に重点事項として取り上げられていない項目です。団塊の世代が定年期を迎え、地域活動の潜在力となることが期待されていることを考え、地域社会での男女協働を促すためにも重点事項として選定したいと考えます。(梶井会長)</p>
施策の方向	(2) NPO等の市民活動の促進
理由	<p>●地域の市民力をどのように鍛えていくのかということは、喫緊の課題として重要です。不明高齢者問題や児童虐待などの社会問題も、地域市民と行政が協働して立ち向かわなければ解決の方向性は見えてこないと思われます。そのような観点から、次年度の重点事項に加えたいと考えます。(梶井会長)</p>
基本方向6 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶(女性へのあらゆる暴力の根絶)	
施策の方向	(1) 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実
理由	<p>●DVについては、住民にはかなり知られてきておりますが、なかなか被害者の数は減ることが無く、また、知られてきたことにより、相談機関への相談件数が増えている状況にあります。そのため、相談に応じられる機関の周知を行うとともに、十分に相談に応じられる相談員の養成や教育を行う必要があると考えます。</p> <p>また、DVは悪いものだということをもっと多くの人に知ってもらうために、テレビやラジオなどメディアを利用した啓発を頻繁に行うことにより、被害者や加害者に知ってもらう機会を増やしていくことができれば良いのではと考えます。</p> <p>さらに、道内でその取り組みを行うためのネットワークづくりを、行ってはどうかと考えます。(長内委員)</p> <p>●レイプ・ストーカー・セクハラ・DV被害などいわゆる性暴力被害にあった人たちは、必要なケアを得られないまま、心身の不調、後遺症に苦しんでおり、まさに健康問題といえます。トータル的な支援を受けられる「回復支援センター」の設置を考えていけないだろうか。(村田委員)</p> <p>※上記のように「目標Ⅲー基本方向2ー施策の方向(4)女性の健康をおびやかす問題への対策の推進」にご意見をいただきましたが、性暴力関連として本事項に組入させていただきました。</p>

第2次北海道男女平等参画基本計画 平成23年度重点事項選定に係る事前提出選定理由

目標Ⅲ 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

基本方向2 生涯にわたる健康づくりの推進	
施策の方向	(3) 母子保健の推進
理由	<p>●全道的に(特に地方)、お産のできる病院と小児科の医師不足が問題となっています。少子化の中で大切な母子を守るために、早急な対策が必要と思います。(大野委員)</p>
基本方向2 生涯にわたる健康づくりの推進	
施策の方向	(4) 女性の健康をおびやかす問題への対策の推進
理由	<p>●女性子宮頸がんについて、若いうちにワクチン(約五万円)を受けることにより生涯において子宮頸がんにならずにすみます。しかし、高価なために多くの方がこれを受けることができないのが現実です。一部でも公的負担があれば、多くの方がワクチンを受けるきっかけになり、将来的には医療費の軽減にもつながるのではないかと思います。(大野委員)</p> <p>●レイプ・ストーカー・セクハラ・DV被害などいわゆる性暴力被害にあった人たちは、必要なケアを得られないまま、心身の不調、後遺症に苦しんでおり、まさに健康問題といえます。トータル的な支援を受けられる「回復支援センター」の設置を考えていけないだろうか。(村田委員)</p> <p>※上記のように本項目にご意見をいただきましたが、性暴力関連として「目標Ⅱ－基本方向6－施策の方向(1)男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実」へ組み入れさせていただきました。</p>
基本方向4 相談・支援機能の充実	
施策の方向	(1) 相談業務の充実
理由	<p>●家庭を営むことができていない環境で育てられた子どもは、多くの問題を持って育つように思います。また、親も助けを発信しているはずですが、地域(市民、民生委員・児童委員)と関係機関の相談員との連携で取り組めることもあるのではないかと思います。各種相談窓口の周知と充実が必要だと思います。(宇多委員)</p>
基本方向4 相談・支援機能の充実	
施策の方向	(2) 相談・支援機能の充実
理由	<p>●民生委員・児童委員は、相談・支援活動が業務の中心です。特に、後期高齢者等の調査活動が地域によって格差があるのを是正することと、調査訪問に当たって、個人情報との関係で調査不能の場合、ある程度の立入り調査の強制力も必要ではないかと思います。(川崎委員)</p>

第2次北海道男女平等参画基本計画 平成23年度重点事項選定に係る事前提出選定理由

★その他意見

植田委員	農業の現場では、着実に女性の意識が変わってきています。しかし、「男子への経営継承」によって維持されてきた農業社会では、トップ世代の意識が変わらないので全体として旧態依然としています。高齢化、後継者不足を問題だとしながらも、その人材としての対象に女性の姿が浮かんできていない…。認定農業者の共同申請の普及のために、実効性ある制度にしてほしいと思います。
大野委員	北海道は、男女の完全失業率が全国を上まわっています。男女の賃金の差も全国平均を大きく下まわっています。毎年自死する人が3万人を超える中で、雇用問題を何とかしないと若い人達が失望するばかりだと思います。
長内委員	<p>昨年は、13個の重点事項を審議会意見として提出をしておりますが、予算内訳を見ても、なかなか予算的には、確保することが難しい状況のように思いました。</p> <p>できれば、来年度は、もう少し項目を絞り込み単年度だけではなく、継続して重点項目として掲げられるような項目を選んではどうかと考えます。</p> <p>施策の方向での40の項目は、それぞれ男女共同参画を進める上では、必要なことと思いますが、前年度のように、特に重要度や緊急性の高い課題を選定し、今後の進め方等について審議会で議論をした方が、より充実したものとなるのではないのでしょうか。</p> <p>公募委員は、2年間の任期です。今後の審議委員の人達にも、特にこれが重要だと思うものを、アピールしてはいかがでしょうか。</p>
川崎委員	本年4月、政府は、第1次計画から10年経過しても共同参画は進んでいないのを受けて現行計画より、より以上の提言を行っている計画案が提示されたようですが、計画案があれば示していただきたいです。
須田委員	<p>目標Ⅱ基本方向3施策の方向(3)「再就業への支援」について、本来は産休や育休がきちんと取得できれば、仕事を辞める必要がなく、「再就業」の心配をする必要がなくなると思います。</p> <p>そこでまず、目標Ⅱ基本方向2施策の方向(3)と目標Ⅱ基本方向3施策の方向(1)の2つを重点事項にすべきと考えました。</p>